# 会員の皆様へ

株式会社ビューカード

# 会員規約改定のお知らせ

# 拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたびキャッシュレス・消費者還元事業への参加等に伴い、2019 年 10 月 1 日より、会員規約を下記のとおり改定させていただきます。つきましては、誠にお手数ですがご高覧いただき、内容をご了承のうえ、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

現行	改定後	
第1章 一般条項	第1章 一般条項	
第1条(適用範囲)	第1条(適用範囲)	
1 ビューカード会員規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社ビ	1 ビューカード会員規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社ビ	
ューカード(以下「当社」といいます。)が発行するクレジットカード	ューカード (以下「当社」といいます。) が発行するクレジットカード	
(以下「カード」といいます。) の入会 <u>申し込み</u> をされた個人に対し	(以下「カード」といいます。) の入会 <mark>申込み</mark> をされた個人に対して適	
て適用されます。	用されます。	
第2条(会員及び資格)	第2条(会員及び資格)	
3 本人会員と家族会員を個別に又は総称して「会員」といいます。	3 本人会員と家族会員を個別に又は総称して「会員」といいます。	
	4 会員と当社との間の本規約に係る契約は、当社が審査の上会員として	
	適格と認めた時に成立します。	
4 本人会員は、家族会員に対し、家族カード(第4条第1項で定義され	5 本人会員は、家族会員に対し、家族カード(第4条第1項で定義され	
るものをいいます。以下同じ。) を使用して、本人会員に代理して本	るものをいいます。以下同じ。)を使用して、本人会員に代理して本規	

規約及びこれに付帯する特約に基づくカード利用(第2章(カードシ ョッピング条項)に定めるカードショッピング(加盟店においてカー ドを用いて売買等を行うことをいいます。以下同じ。)、ならびに第19 条に定める付帯サービスその他のカードの利用の全部又は一部をい います。以下同じ。)を行う権限(当社が認めたものに限り、以下「本 代理権」といいます。)を授与します。なお、本人会員は、本代理権の 授与について、撤回の主張をする場合は、第17条第1項所定の方法 によるものとします。本人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅 したことを、当社に対して主張することはできません。

- 5 家族会員が家族カードによってカード利用をした場合は、全て前項の 6 家族会員が家族カードによってカード利用をした場合は、全て前項の 代理権に基づき、本人会員の代理人として行っているものとしてその 効果は全て本人会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとし ます。
- 6 本人会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をも って家族会員に対し本規約の内容を理解させた上で、本規約を遵守さ せる義務を負うものとし、本人会員は、家族会員が本規約に違反した ことによる当社の損害(家族カードの管理に関して生じた損害を含み ます。)を賠償するものとします。
- 7 本人会員は、本人会員が当社に対して負担する債務について家族会員 8 本人会員は、本人会員が当社に対して負担する債務について家族会員 が弁済をすることを承諾します。
- 8 会員及び会員としての入会申込みをされる方(以下本章において「会 9 会員及び会員としての入会申込みをされる方(以下本章において「会 員等」といいます。)は、入会申込みをするにあたり、現在、次のいず れにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約 します。

約及びこれに付随する特約に基づくカード利用(第2章(カードショ ッピング条項)に定めるカードショッピング(加盟店においてカード を用いて売買等を行うことをいいます。以下同じ。)、並びに第19条 に定める付帯サービスその他のカードの利用の全部又は一部をいい ます。以下同じ。)を行う権限(当社が認めたものに限り、以下「本代 理権」といいます。)を授与します。なお、本人会員は、本代理権の授 与について、撤回の主張をする場合は、第17条第1項所定の方法に よるものとします。本人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅し たことを、当社に対して主張することはできません。

- 代理権に基づき、本人会員の代理人として行っているものとしてその 効果は全て本人会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとし ます。
- 7 本人会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をも って家族会員に対し本規約の内容を理解させた上で、本規約を遵守さ せる義務を負うものとし、本人会員は、家族会員が本規約に違反した ことによる当社の損害(家族カードの管理に関して生じた損害を含み ます。)を賠償するものとします。
- が弁済をすることを承諾します。
- 員等」といいます。)は、入会申込みをするにあたり、現在、次のいず れにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約 します。

- 暴力団
- ② 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業の役員・従業員
- ⑤ 総会屋等
- ⑥ 社会運動等標ぼうゴロ
- ⑦ 特殊知能暴力集団等
- (8) 国際テロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が、財産の 凍結等の経済制裁が必要と指定した者
- ⑨ 上記①から⑧の共生者又はその他これらに準ずる者
- のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損 し、又は当社の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他上記①から④に準ずる行為

# 第10条(お支払い)

1 第 25 条及び第 26 条に定めるカードショッピングの利用代金及び手 数料(以下「カードショッピングの支払金」といいます。)ならびに第 33 条及び第34条に定めるカードキャッシングの融資金及び利息(以

- ① 暴力団
- ② 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業の役員・従業員
- ⑤ 総会屋等
- ⑥ 社会運動等標ぼうゴロ
- ⑦ 特殊知能暴力集団等
- (8) 国際テロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が、財産の 凍結等の経済制裁が必要と指定した者
- ⑨ 上記①から⑧の共生者又はその他これらに準ずる者
- 9 会員等は、入会申込みをするにあたり、自ら又は第三者を利用して次 10 会員等は、入会申込みをするにあたり、自ら又は第三者を利用して次 のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損 し、又は当社の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他上記①から④に準ずる行為

# 第10条(お支払い)

1 第25条及び第26条に定めるカードショッピングの利用代金及び手数 料(以下「カードショッピングの支払金」といいます。) 並びに第33 条及び第34条に定めるカードキャッシングの融資金及び利息(以下 下「カードキャッシングの支払金」といいます。)、その他本規約に基づく本人会員の当社に対する一切の支払債務(以下これらを総称して「カード利用による支払金等」といいます。)は、毎月月末に締め切り、本人会員があらかじめ約定した当社の指定する金融機関の預金口座(原則として、本人名義の口座に限ります。以下同じ。)から、口座振替の方法により、締切日の翌々月4日(金融機関休業日の場合は翌営業日。以下同じ。)にお支払いいただきます。なお、当社が特に必要と認めた場合又は事務上の都合により、上記以外の方法により又は上記以外の日にお支払いいただく場合があります。この場合の振込手数料等は、本人会員が負担するものとします。

## 第13条(費用等の負担)

1 印紙代、公正証書作成費用など、弁済契約締結に要する費用ならびに 支払督促申立費用、送達費用など法的措置に要する費用は、退会後と いえどもすべて本人会員の負担とします。ただし、法令において利息 とみなされる費用については、これを負担することにより法令に定め る上限を超える場合は、その超過分については本人会員の負担としま せん。

## 第17条(退会・会員資格の喪失及びカードの利用停止・返却)

2 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知、 催告なくして当該会員(当該会員に限らず、本人会員、家族会員、他 の家族会員を含みます。)の会員資格(本規約に係る契約における会 員資格に限らず、他のカードに関する本人会員としての資格及び家族 「カードキャッシングの支払金」といいます。)、その他本規約に基づく本人会員の当社に対する一切の支払債務(以下これらを総称して「カード利用による支払金等」といいます。)は、毎月月末に締め切り、本人会員があらかじめ約定した当社の指定する金融機関の預金口座(原則として、本人名義の口座に限ります。以下同じ。)から、口座振替の方法により、締切日の翌々月4日(金融機関休業日の場合は翌営業日。以下同じ。)にお支払いいただきます。なお、当社が特に必要と認めた場合又は事務上の都合により、上記以外の方法により又は上記以外の日にお支払いいただく場合があります。この場合の振込手数料等は、本人会員が負担するものとします。

## 第13条(費用等の負担)

1 印紙代、公正証書作成費用など、弁済契約締結に要する費用<u>並びに</u>支 払督促申立費用、送達費用など法的措置に要する費用は、退会後とい えどもすべて本人会員の負担とします。ただし、法令において利息と みなされる費用については、これを負担することにより法令に定める 上限を超える場合は、その超過分については本人会員の負担としませ ん。

## 第17条(退会・会員資格の喪失及びカードの利用停止・返却)

2 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知、 催告なくして当該会員(当該会員に限らず、本人会員、家族会員、他 の家族会員を含みます。)の会員資格(本規約に係る契約における会 員資格に限らず、他のカードに関する本人会員としての資格及び家族

会員としての資格を含みます。)を喪失させることができるものとし、 当社からカードの返却を求められたときは、当該会員は、これに応じ るものとします。なお、本人会員は、本規約に基づき当社に対して負 担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支 払義務を負うものとします。また、本人会員は、会員が会員資格喪失 後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

(1) 当社に対する支払債務の履行を怠ったとき

(略)

- (8) 会員が第2条8項①から⑨のいずれかであると判明した場合
- (9) 会員が第2条9項①から⑤のいずれかの行為を行った場合 (略)
- 3 当社は、会員が前項の各号のいずれか又は次の各号のいずれかに該当 | 3 当社は、会員が前項の各号のいずれか又は次の各号のいずれかに該当 した場合には、当該会員(当該会員に限らず、本人会員、家族会員、 他の家族会員を含みます。)に通知することなく、当該会員のカード (本規約に係る契約に基づき発行されたカードに限らず、本人会員又) は家族会員として利用する他のカードも含みます。)の利用を停止す ることができるものとします。
  - (1) 短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が 不審であると判断した場合

(略)

- (5) 会員が第2条8項①から⑨のいずれかに該当する疑いがあると 当社が認めた場合
- (6) 会員が第2条9項①から⑤のいずれかの行為を行った疑いがあ ると当社が認めた場合

会員としての資格を含みます。)を喪失させることができるものとし、 当社からカードの返却を求められたときは、当該会員は、これに応じ るものとします。なお、本人会員は、本規約に基づき当社に対して負 担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支 払義務を負うものとします。また、本人会員は、会員が会員資格喪失 後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

(1) 当社に対する支払債務の履行を怠ったとき

(略)

- (8) 会員が第2条**第**9項①から⑨のいずれかであると判明した場合
- (9) 会員が第2条第10項①から⑤のいずれかの行為を行った場合 (略)
- した場合には、当該会員(当該会員に限らず、本人会員、家族会員、 他の家族会員を含みます。)に通知することなく、当該会員のカード (本規約に係る契約に基づき発行されたカードに限らず、本人会員又) は家族会員として利用する他のカードも含みます。)の利用を停止す ることができるものとします。
  - (1) 短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が 不審であると判断した場合

(略)

- (5) 会員が第2条**第**9項①から②のいずれかに該当する疑いがある と当社が認めた場合
- (6) 会員が第2条<mark>第10項①から</mark>⑤のいずれかの行為を行った疑いが あると当社が認めた場合

#### 第19条(付帯サービス等)

び特典を利用することができなくなることをあらかじめ承諾するも のとします。

## 第21条 (規約等の変更)

があります。

に対しその旨を通知又は告知します。変更の通知又は告知をした後 に、会員がカードをご利用された場合、又は変更の通知又は告知をし た後、60 日以上の当社の定める期間内に退会の申し出がなかった場 合は、会員は、変更事項を承認したものとみなされ、変更後の内容の

#### 第 19 条 (付帯サービス等)

- 4 会員は、退会及び会員資格の喪失等の場合は、当然に付帯サービス及 4 会員は、退会及び会員資格の喪失等の場合は、当然に付帯サービス及 び特典を利用することができなくなることをあらかじめ承諾するも のとします。
  - 5 当社は、会員がカードの不正利用、その他カードの利用に関し正常で ない方法により付帯サービス及び特典の利用及び付与を受けた場合 には、付帯サービス及び特典の全部又は一部を将来的に又は溯及的に 失効させることができるものとします。
  - 6 前項の場合において、会員は、当社に対し、当社が被った損害相当額 を賠償しなければならないものとします。

## 第21条(規約等の変更)

- 1 当社は、本規約及び付随する特約について必要に応じて変更する場合 | 1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約及び付随す る特約を第2項に定める方法により変更することができます。
  - ① 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき
  - ② 変更の内容が本規約及び付随する特約に係る取引の目的に反せ ず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事 情に照らし、合理的なものであるとき
- 2 当社は、本規約及び付随する特約を変更する場合は、あらかじめ会員 2 前項に基づく変更に当たっては、当社は、効力発生日を定めた上で、 本規約及び付随する特約を変更する旨、並びに変更後の内容及び効力 発生時期を、当社ホームページにおいて効力発生日の60日前までに 周知します。

## みが適用されます。

いて変更後の本規約及び付随する特約の内容を家族会員に対して知 らせ、変更後の本規約及び付随する特約の内容を遵守させるものとし ます。

#### 第2章 カードショッピング条項

第 25 条 (カードショッピングの利用)

- 5 本人会員は、カード利用により生じた加盟店の本人会員に対する債権 | 5 本人会員は、カード利用により生じた加盟店の本人会員に対する債権 の任意な時期及び方法による譲渡について、次のいずれの場合につい てもあらかじめ承認するものとします。また、債権譲渡について加盟 店、クレジットカード会社、及び金融機関等は、本人会員への通知又 は承諾の請求を省略するものとします。
  - (1) 加盟店が当社に譲渡すること
  - (2) 加盟店が当社と提携したクレジットカード会社・金融機関等に 譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること
  - (3) 加盟店が Visa 又はマスターカード社に加盟するクレジットカー ド会社・金融機関等に譲渡した債権を、Visa 又はマスターカード 社を通じ当社が提携するクレジットカード会社・金融機関等に譲 渡し、さらに当社に譲渡すること

3 本人会員が前項の通知又は告知を受けた場合は、本人会員の責任にお 3 前2項に基づき、本人会員との関係で本規約及び付随する特約の変更 の効力が生じた場合、家族会員との関係でも同様に変更の効力が生ず るものとし、本人会員は、自らの責任において変更後の本規約及び付 随する特約の内容を家族会員に対して知らせ、変更後の本規約及び付 随する特約の内容を遵守させるものとします。

## 第2章 カードショッピング条項

第25条(カードショッピングの利用)

- の任意な時期及び方法による譲渡について、次のいずれの場合につい てもあらかじめ承認するものとします。また、債権譲渡について加盟 店、クレジットカード会社、及び金融機関等は、本人会員への通知又 は承諾の請求を省略するものとします。
  - (1) 加盟店が当社に譲渡すること
  - (2) 加盟店が当社と提携したクレジットカード会社・金融機関等に 譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること
  - (3) 加盟店が Visa 又はマスターカード社に加盟するクレジットカー ド会社・金融機関等に譲渡した債権を、Visa 又はマスターカード 社を通じ当社が提携するクレジットカード会社・金融機関等に譲 渡し、さらに当社に譲渡すること
- 6 本人会員は、前項の債権譲渡の目的となる債権に関して、当社に対し て有し、または将来有することとなる相殺の抗弁、同時履行の抗弁、 無効・取消し・解除の抗弁、弁済の抗弁、消滅時効の抗弁その他の一

- 6 本人会員は、当社と加盟店との間の加盟店契約において、カード利用 ↑ 本人会員は、当社と加盟店との間の加盟店契約において、カード利用 により生じた加盟店の本人会員に対する債権につき、当社、当社と提 携したクレジットカード会社又は Visa 若しくはマスターカード社に 加盟するクレジットカード会社が立替払いをする旨が定められてい る場合、当社に対し立替払いを委託するとともに、当社を通じて当社 と提携したクレジットカード会社及び Visa 又はマスターカード社に 加盟するクレジットカード会社が、加盟店に対して立替払いすること を委託するものとします。
- 所定の手続きによりカードの利用ができる場合があります。なお、通 信販売等当社が特に認めた場合には、会員は、当社が指定する方法に 従い、カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。
- 8 会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継 | 9 会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継 続的に発生する各種利用代金の決済手段として、カードを利用するこ とができます。この場合において、カード番号や有効期限等に変更が あったとき、退会その他の事由による会員資格の喪失等によりカード が無効になったときは、会員自ら加盟店に通知するものとし、当該通 知を怠ったことによる不利益は会員が負担するものとします。また、 当該加盟店の要請によりカード情報の変更情報等を当社が加盟店に 通知することがあることを、会員はあらかじめ承諾するものとしま す。

# 切の抗弁(第32条に定める支払停止の抗弁を除く。)を放棄し、また、 契約の不成立、不存在を主張しません。

- により生じた加盟店の本人会員に対する債権につき、当社、当社と提 携したクレジットカード会社又は Visa 若しくはマスターカード社に 加盟するクレジットカード会社が立替払いをする旨が定められてい る場合、当社に対し立替払いを委託するとともに、当社を通じて当社 と提携したクレジットカード会社及び Visa 又はマスターカード社に 加盟するクレジットカード会社が、加盟店に対して立替払いすること を委託するものとします。
- 7 会員は、売上票への署名に代えて、加盟店に設置されている端末機で、18 会員は、売上票への署名に代えて、加盟店に設置されている端末機で、 所定の手続きによりカードの利用ができる場合があります。なお、通 信販売等当社が特に認めた場合には、会員は、当社が指定する方法に 従い、カードの提示、売上票への署名等を省略することができます。
  - 続的に発生する各種利用代金の決済手段として、カードを利用するこ とができます。この場合において、カード番号や有効期限等に変更が あったとき、退会その他の事由による会員資格の喪失等によりカード が無効になったときは、会員自ら加盟店に通知するものとし、当該通 知を怠ったことによる不利益は会員が負担するものとします。また、 当該加盟店の要請によりカード情報の変更情報等を当社が加盟店に 通知することがあることを、会員はあらかじめ承諾するものとしま す。
- 9 カードショッピングが外国通貨建ての場合、Visa、マスターカード社 10 カードショッピングが外国通貨建ての場合、Visa、マスターカード社

又は ICB の各々で決済処理を行った時点での上記 3 社それぞれの所 定レートに、海外取引に関する事務処理費用として Visa、マスターカ ード社は 1.63%、JCB は 1.60%を加算したレートで、円貨に換算した 金額のお支払いとなります。

- に通知することなくカードの利用をお断りする場合があります。
- の購入を含む)などにカードのショッピング枠を利用することはでき ません。
- 12 家族会員が、家族カード等を利用して加盟店でカードショッピングを 13 家族会員が、家族カード等を利用して加盟店でカードショッピングを する場合、当該家族会員は、本人会員の代理人として当該加盟店との 間でそれらにかかる契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債 務は、本人会員が負担するものとします。

第26条(カードショッピングの支払い)

(略)

## 【お支払例】

10,000 円コース、8 月 1 日から 8 月 31 日までに 42,500 円ご利用の場 合

- \*初回(10月4日)弁済金のお支払い(ご利用残高42.500円)
- (1) 手数料 0円(初回無料)
- (2) お支払い元金 10,000円
- (3) 弁済金 10,000 円
- (4) お支払い後残高 32,500 円 (42,500 円-10,000 円)

又は ICB の各々で決済処理を行った時点での上記3社それぞれの所定 レートに、海外取引に関する事務処理費用として Visa、マスターカー ド社は 1.63%、JCB は 1.60%を加算したレートで、円貨に換算した金 額のお支払いとなります。

- 10 本人会員のお支払い実績及び会員の利用状況等を勘案し、当社は会員 11 本人会員のお支払い実績及び会員の利用状況等を勘案し、当社は会員 に通知することなくカードの利用をお断りする場合があります。
- 11 会員は、現金化を目的として商品・サービスの購入(現行紙幣・貨幣 | 12 会員は、現金化を目的として商品・サービスの購入(現行紙幣・貨幣 の購入を含む)などにカードのショッピング枠を利用することはでき ません。
  - する場合、当該家族会員は、本人会員の代理人として当該加盟店との 間でそれらにかかる契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債 務は、本人会員が負担するものとします。

第 26 条 (カードショッピングの支払い)

(略)

## 【お支払例】

10,000 円コース、8月1日から8月31日までに42,500円ご利用の場 合

- \*初回(10月4日)弁済金のお支払い(ご利用残高42,500円)
- (1) 手数料 0円(初回無料)
- (2) お支払い元金 10,000円
- (3) 弁済金 10,000 円
- (4) お支払い後残高 32,500円(42,500円-10,000円)

\*2 回目(11月4日) 弁済金のお支払い(ご利用残高 32,500円)

- (1) 手数料 357 円 (32,500 円×1.1%)
- (2) お支払い元金 9,643円(10,000円-357円)
- (3) 弁済金 10,000円
- (4) お支払い後残高 22,857円 (32,500円-9,643円)

#### 第29条(遅延損害金)

- 1 本人会員が、第18条の期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪 失の日から完済の日に至るまで、カードショッピングの支払金の残金 額に対し、商事法定利率(リボルビング払いの場合は実質年率14.6%) を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。
- の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当 該支払金に対し、商事法定利率(リボルビング払いの場合は実質年率 14.6%) を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。

## 第34条(カードキャッシングの支払い)

返済日までの日数に応じた金額とします。利率は金融情勢の変動等に

\*2 回目(11月4日)弁済金のお支払い(ご利用残高32,500円)

- (1) 手数料 357 円 (32,500 円×1.1%)
- (2) お支払い元金 9,643円 (10,000円-357円)
- (3) 弁済金 10,000円
- (4) お支払い後残高 22,857円 (32,500円-9,643円)

#### 第29条(遅延損害金)

- 1 本人会員が、第 18 条に基づいて期限の利益を喪失したときは、期限 の利益喪失の日から完済の日に至るまで、カードショッピングの支払 金の残金額に対し、法定利率(リボルビング払いの場合は年14.6%) により計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。
- 2 本人会員が、前項に定める場合を除き、カードショッピングの支払金 2 本人会員が、前項に定める場合を除き、カードショッピングの支払金 の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当 該支払金に対し、年14.6%により計算した額又は当該支払金(リボル ビング払いに係るものは除く。)の残金額に対し法定利率により計算 した額のいずれか低い方の遅延損害金をお支払いいただきます。
  - 3 本人会員が、カードショッピングの支払金及びカードキャッシングの 支払金を除く当社に対して負担する債務の支払いを遅滞したときは、 支払期日の翌日から支払日に至るまで当該債務に対し、年 14.6%に より計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。

## 第34条(カードキャッシングの支払い)

4 利息は、実質年率 18.0%を残債方式で日割計算し、融資日の翌日から 4 利息は、年 18.0%を残債方式で日割計算し、融資日の翌日から返済日 までの日数に応じた金額とします。利率は金融情勢の変動等により当 より当社において改定させていただくことがあります。1回払いの場合は利息を融資金とともに元利一括方式でお支払いいただきます。

#### 第36条(遅延損害金)

本人会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益の喪失の日から完済の日に至るまでカードキャッシングの残債務(元金分)に対し、 実質年率19.94%(1年を365日とする日割り計算)を乗じた額の遅 延損害金をお支払いいただきます。

#### 家族カード特約

第4条(SFの払い戻し)

JR東日本は、Suica 特約第9条第1項又はSuica 定期券特約第10条 第1項に基づき家族カードの SF 残額を払い戻す場合、次の各号によ ることとします。

- (1) SF 残額は利用者に払い戻します
- (2) 払い戻しの方法として、Suica 特約第9条1項(2) 又はSuica 定期券特約第10条第1項(2) に該当するときは、会員規約第10条第1項に定める本人会員があらかじめ約定しビューカード が指定する金融機関の預金口座への口座振替の方法によること ができるものとします

(略)

## 個人情報の収集・保有・利用に関する同意条項

第2条(個人信用情報機関の利用及び登録)

社において改定させていただくことがあります。1回払いの場合は利 息を融資金とともに元利一括方式でお支払いいただきます。

#### 第36条(遅延損害金)

本人会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益の喪失の日から完済の日に至るまでカードキャッシングの残債務(元金分)に対し、年19.94%(1年を365日とする日割り計算)を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。

## 家族カード特約

第4条 (SF の払い戻し)

JR 東日本は、Suica 特約第9条第1項又は Suica 定期券特約第10条 第1項に基づき家族カードの SF 残額を払い戻す場合、次の各号によ ることとします。

- (1) SF 残額は利用者に払い戻します
- (2) 払い戻しの方法として、Suica 特約第9条<u>第</u>1項(2) 又はSuica 定期券特約第10条第1項(2) に該当するときは、会員規約第10条第1項に定める本人会員があらかじめ約定しビューカードが指定する金融機関の預金口座への口座振替の方法によることができるものとします

(略)

# 個人情報の収集・保有・利用に関する同意条項

第2条(個人信用情報機関の利用及び登録)

2 本人会員等の会員規約に係る契約(以下「本契約」といいます。)に基 づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟個人信用情報機関に 下表に定める期間登録され、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用 情報機関の加盟会員により、本人会員等の支払能力に関する調査のた めに利用されることに同意します。

登録情報	① 本契約に係る申 込みをした事実	 ③ 債務の支払を延滞した事実
	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	 契約期間中及び契 約終了日から5年間

信用情報機関は、以下に記載の通りです。また、当社が本契約の期間 中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、 書面により通知し、同意を得るものとします。

2 本人会員等の会員規約に係る契約(以下「本契約」といいます。)に基 づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟個人信用情報機関に 下表に定める期間登録され、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用 情報機関の加盟会員により、本人会員等の支払能力に関する調査のた めに利用されることに同意します。

登録情報	① 本契約に係る申	② 本契約に係る客	<ul><li>③ 債務の支払いを</li></ul>
	込みをした事実	観的な取引事実	延滞した事実
登録期間	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間		契約期間中及び契 約終了日から5年間

3 当社の加盟個人信用情報機関の名称、住所、連絡先<mark>ならび</mark>に提携個人 │3 当社の加盟個人信用情報機関の名称、住所、連絡先<mark>並びに</mark>提携個人信 用情報機関は、以下に記載の通りです。また、当社が本契約の期間中 に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、 書面により通知し、同意を得るものとします。

以上